

令和5年度家畜人工授精師(牛:家畜人工授精)養成講習会 開催要領

1 目的

この講習会は、家畜人工授精に関する知識・技能を修得させるために必要な科目について講習及び修業試験を実施し、家畜人工授精の業務を行う家畜人工授精師の養成を図り、家畜改良増殖の発展に資することを目的とする。

2 開催者

島根県

3 開催場所

- | | | |
|------------|---------------|---------------------|
| (1) 学科及び試験 | 大田市波根町 970-1 | 島根県立農林大学校 |
| (2) 実習 | 大田市波根町 970-1 | 島根県立農林大学校 |
| | 出雲市古志町 3775 | 島根県畜産技術センター |
| | 雲南市木次町下熊谷 470 | 島根県畜産技術センターしまね和牛改良科 |

4 開催期間

- (1) 学科・実習 令和6年1月22日(月)～2月21日(水)
 - (2) 修業試験 令和6年2月21日(水)～2月22日(木)
- 但し、土、日曜日及び祝日は休講とする。

5 受講資格

次の各号のいずれかに該当する者。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校を卒業した者又は知事がこれと同等以上の学力を有すると認める者。
- (2) 家畜保健衛生所長が適当と認めて推薦した者。

6 受講者の調整

- (1) 受講資格を有し、受講を希望する者は、令和5年12月11日(月)までに住所地を管轄する家畜保健衛生所にその旨申し出ること。
- (2) 受講希望者の数が受講定員を超えたときなどは、次の事項を勘案して受講者の調整を行う場合がある。
 - ア 家畜人工授精の業務を的確に実施するのに必要な知識及び技能を修得することができるものと認められるもの
 - イ 家畜人工授精師の免許取得後、家畜人工授精の業務に従事しようとする者で地域の家畜改良増殖の発展に資すると認められるもの
- (3) 家畜保健衛生所から受講できる旨の連絡を受けた者は、受講手続をとること。

7 受講手続

- (1) 受講願書(家畜人工授精師養成講習会規程 様式第1号)を令和5年12月19日(火)までに家畜保健衛生所長に提出する。(受講手数料として、一般は18,500円、肉用牛専攻2年生は11,960円、短期養成コース専攻生は12,480円を県収入証紙で所定の欄に貼付すること)
- (2) 家畜保健衛生所長は、令和5年12月25日(月)までに受講願書を畜産課へ提出する。
- (3) 畜産課長は受講願書を審査し、受講者を決定するとともに、その結果を家畜保健衛生所長を通じて受講者に通知する。
- (4) 受講等免除者は、大学等において受講免除科目を修めたことを証する書面(受講免除科目証明書:家畜人工授精師養成講習会規程 様式第2号)を受講願書に添付し、提出すること。

8 開催内容

(1) 日程 別添のとおり

(2) 受講人員 15名程度

(3) 講習科目(修業試験科目)

ア 学科 68時間

●畜産概論	4時間	●生殖器解剖	5時間
●家畜の栄養	3時間	●繁殖生理	13時間
●家畜の飼養管理	3時間	●精子生理	7時間
●家畜の育種	7時間	●種付けの理論	4時間
関係法規	5時間	家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	17時間

イ 実習 74時間

●家畜の飼養管理	4時間	発情鑑定	6時間
家畜の審査	7時間	精液精子検査法	8時間
生殖器解剖	4時間	家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	45時間

合計 142時間

注：●は農林大学校肉用牛専攻2年生の受講免除対象科目。ただし、短期養成コース専攻生は実習の●の受講が必要。

(4) 修業試験

ア 受験資格

(ア) 学科受講時間は、上記7の(3)のアに掲げる科目を通じて55時間以上(受講等免除者にあつては、その免除科目を除き80%以上)受講していること。

(イ) 実習受講時間は、上記7の(3)のイに掲げる科目を通じて60時間以上(受講等免除者にあつては、その免除科目を除き80%以上)受講していること。

イ 修業試験問題の作成

試験問題は科目ごとに担当講師が作成(100点満点)する。

ウ 修業試験問題の採点

担当講師が採点し、採点表及び答案用紙を畜産課に提出する。

注：合格点 全科目平均60点以上で、50点未満の科目が2科目を超えず、かつ、40点以下の科目がないこと。

(5) 教材器具等

講習及び修業試験に必要な教材器具等については、担当講師が用意する。

なお、講習会テキスト代は別途、受講者負担とする。

9 合格発表

受験者あて通知する。

10 修業試験合格証

知事は、修業試験に合格した者に対し合格証を交付する。